

指定障害福祉サービス 短期入所梅寿荘 重要事項説明書
(奈良県指定事業所番号 奈良県2910300132)

指定障害福祉サービス短期入所梅寿荘は当事業所とサービス利用契約の締結される方に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するサービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをご案内いたします。

目次

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	3
4. 職員の配置状況と役割	3
5. 提供するサービスと利用料金	4
6. 非常災害対策	7
7. 緊急時の対応	7
8. 利用中の医療の提供について	8
9. 事故発生時の対応	8
10. 事故の防止	8
11. 虐待の防止	8
12. 身体拘束及び行動制限	9
13. 守秘義務について	9
14. 業務継続計画の策定等	9
15. ハラスメントの防止	9
16. 苦情の受付について	9
17. 第三者評価の有無	10
18. サービス提供記録の保存	10
「重要事項説明書付属文書」	
1. 施設の概要	11
2. サービス提供における梅寿荘の義務	11
3. 施設利用の留意事項	12
4. 損害賠償について	12

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 宝山寺福祉事業団
- (2) 法人所在地 奈良県生駒市元町2丁目14番8号
- (3) 電話番号 0743-74-1172
- (4) 代表者氏名 理事長 辻村泰範
- (5) 設立年月日 昭和21年10月10日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類
指定障害福祉サービス 短期入所梅寿荘

(2) 施設の目的

社会福祉法人宝山寺福祉事業団が設置する特別養護老人ホーム梅寿荘（以下「梅寿荘」という。）において実施する指定短期入所の適正な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立った適切な指定短期入所サービスを提供することを目的とします。

- (3) 施設の名称 指定障害福祉サービス 短期入所梅寿荘

- (4) 施設の所在地 奈良県生駒市門前町8番7号

- (5) 電話番号 0743-74-1175

- (6) 施設長氏名 辻村泰範

(7) 梅寿荘の運営方針

法人理念である「志存興法 念在利生」及び介護理念の「あなたらしさをいつまでも」に基づいて身体及び精神状況並びにその置かれている環境に応じて、懇切丁寧を旨とし、必要な保護を行う。また、適正な指定短期入所サービスを提供することにより、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスが提供できるように目標を設定します。

梅寿荘は、ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

梅寿荘は指定短期入所サービスを提供するに当たっては、「障害者自立支援法に基づく指定医療障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する省令」（平成18年12月6日 厚生労働省 第1206001号）に定める内容を遵守し、事業を実施します。

- (8) 開設年月日 平成18年4月1日

- (9) 利用定員 80人

3. 居室の概要

梅寿荘では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
ユニット型個室の多床室	80室 (1室10.65㎡以上)	ベッド、洗面台、ナースコール
食堂・デイルーム 機能訓練室	8ヶ所(3平方メートルに入 所定員を乗じて得た面積 数)	冷蔵庫、レンジ、食器洗浄機
浴室	3室	一般浴・個浴・機械浴
相談室	1室	
医務室	1室	
静養室	1室 (10.6㎡以上)	ベッド、洗面台、ワイヤレスナースコール
家族室	1室	和室・ダイニング・浴室・トイレ
研修室	1室	大型スクリーン

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設設備です。

(居室の変更)

(1) ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

(2) 感染症等により居室の移動の必要性があると医師が判断した場合

(3) 著しい精神状態等により、近隣のご利用者への心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合

上記に該当する場合は、ご家族への報告を行ったうえで実施いたします。

4. 職員の配置状況と役割

梅寿荘では、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	指定基準	常勤換算
1. 施設長 (管理者)	1名	1名
2. 介護職員	24名	常勤24名以上 非常勤10名以上
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護師	3名	3名以上
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	2名
7. 医師	1名	0.2名 (嘱託医)
8. 栄養士	2名	3名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務時間数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数 (小数点以下切り捨て)

※指定基準：利用定員80名 (満床時) に対しての必要配置人数

- ・施設長 : 施設全体を統括的に管理します。
 - ・介護職員 : 24時間交代制で介護計画に基づき調節介護を担当します。
 - ・看護職員 : ご利用者の心身の状態にあった適切な看護処置・健康管理を担当します。
 - ・栄養士 : ご利用者の状態にあった適切な栄養管理・食事提供を担当します。
 - ・介護支援専門員 : 各フロアを担当しケアマネジメント業務を担当します。
 - ・生活相談員 : ご利用者の相談、援助及び送迎、社会参加を担当します。
- この他、調理師、事務員は特別養護老人ホーム梅寿荘の職員が兼務しております。

(主な職種の勤務体制)

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師 (内科)	週 2回 2時間
2. 介 護 職 員	標準的な時間帯における配置人員 早出 : 7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 4名 日中 : 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 2 ~ 5名 日中 : 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 2 ~ 5名 遅出 : 1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 2 ~ 5名 夜間 : 1 7 : 1 5 ~ 翌 9 : 1 5 4名
3. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員 日中 : 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 2 ~ 4名
4. 機能訓練指導員	日中 : 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 1名

5. 提供するサービスの内容とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。利用者負担は原則利用料の1割となっていますが、所得に応じて市町村が定めた利用者負担上限額を上限としています。一月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。負担上限月額等に関する詳細については、お住いの市町村窓口までお問合せください。

(サービスの概要)

① 食 事

- ・梅寿荘では管理栄養士の立てる献立により、栄養並びにご入居者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

(食事時間) 朝 食 : 8 : 0 0 ~ 9 : 0 0
 昼 食 : 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0

② 入 浴

- ・入浴または清拭を週2回行います。
- ・身体状態が重度な方でも機械浴又はシャワー浴で入浴することができます。

③ 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機 能 訓 練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健 康 管 理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。
- ・必要な場合には、通常サービス実施区域の医療機関への通院送迎を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・適切な整容を心掛け、清潔で快適な生活が送れるよう援助します。
- ・行事等への参加による生きがいをづくりを行います。

⑦ サービスの利用料金

ア 日中サービスを利用しない日に短期入所を利用した場合

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
利用料	9,230円	7,840円	6,480円	5,830円	5,090円
利用者負担	923円	784円	648円	583円	509円

イ 日中サービスを利用した日に短期入所を利用した場合

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
利用料	6,020円	5,270円	3,180円	2,400円	1,730円
利用者負担	602円	527円	318円	240円	173円

⑧加算項目

ア 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
栄養士配置加算	120 円	左記の 1 割	管理栄養士又は栄養士を 1 名以上配置しており、利用者の食事管理を適切に行っている場合、利用 1 日につき加算されます。

イ 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
短期利用加算	300 円	左記の 1 割	サービス利用の初期段階（開始から 30 日間）において、利用 1 日につき加算されます。
食事提供体制加算	480 円	左記の 1 割	支給決定のある利用者に事業所が食事を提供した場合、利用 1 日につき加算されます
送迎加算	1,860 円	左記の 1 割	事業所が利用者に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。
福祉・介護職員等処遇改善加算 I			加算率
			15.9%

⑨その他の費用について

内容	料金
食事にかかる費用	1,445 円/日
居室に係る光熱水費 テレビ等の持ち込みによる電気 使用料	1 コンセント 1 か月あたり 500 円

日用品費の実費	実費相当額
送迎サービスの提供に係る費用	通常の事業の実施区域の場合 1回（片道）につき 186 円
	通常の事業の実施地域以外の場合 事業所から 1 キロメートルにつき 50 円
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが認められるものの実費	実費相当額

⑩ご利用料金のお支払い方法

サービス利用料、ご契約者の負担となる費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の指定日までに下記の方法でお支払いください
 ア. 金融機関口座からの自動引き落としによる
 イ. 指定金融機関への振り込み

⑪サービス利用に当たっての留意事項

- ※ご利用又はそのご家族は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。
- ※ご入居者は施設内の機械及び器具を利用される場合、必ず従業者に声をかけてください。
- ※施設内での金銭及び食べ物のやりとりは、ご遠慮ください。
- ※従業者に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備え、ともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年 2 回以上ご入居者及び従業者等の訓練を行います。訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得ることができるよう連携に努めるものとします。

7. 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者が病気やケガなどで急変した場合、予め指定いただいた医師や病院（指定が無い場合は施設の協力病院）を受診するなど必要な対応を行います。緊急時の対応及びご家族への連絡方法については特に明確にお示しください。またこのような場合は原則として速

やかに、受診先におこしくださるようお願いいたします。

【協力病院等】

名称：奈良西部病院 所在地：奈良市三碓町 2143-1 連絡先：0742-51-8700	名称：生駒市立病院 所在地：生駒市東生駒 1 丁目 6 番地 2 連絡先：0743-72-1111	名称：白庭病院 所在地：生駒市白庭台 6 丁目 10 番 1 号 連絡先：0743-70-0022
--	--	--

【協力歯科医院】

名称：阪奈中央病院 所在地：生駒市俵口町 714 連絡先：0743-74-8660	名称：平群歯科 所在地：生駒郡平群町下垣内 84-7 連絡先：0745-46-2488
---	--

8・利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご入居者の希望により下記協力機関において診療・入院治療を受けることができます。（但し下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務付けるものでもありません。）

①嘱託医

- 配置医師：阿部泰士（内科） 阿部クリニック
奈良市学園前南 1-2-20

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村および関係諸機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 事故の防止

事故の発生の防止のための指針を整備し、事故が発生した場合等における報告とその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備をしております。また、事故防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施しております。

事故の発生防止担当者：森本 公子

11. 虐待の防止

利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生・再発を防止するための指針の整備、委員会の開催、研修の実施、担当者の設置を行っています。

虐待防止の担当者：森本 公子

12. 身体拘束及び行動制限

事業所及び職員は、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行う場合は、事業者が別に定める「身体拘束マニュアル」に規定する手続きに従って行うものとします。

身体拘束の担当者：森本 公子

13. 守秘義務について

指定障害福祉施設サービスを提供するうえで知り得たご利用者又はその家族等に関する事項を適当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了したのちも継続します。

14. 業務継続計画（BCP）策定等について

事業所は感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施する。及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下業務継続計画という）を策定し当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとし職員に対し周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

業務継続計画策定の担当者：森本公子

15. ハラスメントの防止

施設は職場におけるハラスメント防止において職員が遵守すべき規定を策定し職員への研修を行い、これを防止する。

ハラスメント募集の担当者：森本公子

16. 苦情の受付について

（1）梅寿荘における苦情の受付

梅寿荘における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔主任生活相談員〕 黒川 美穂

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～18：00

電話番号：0743-74-1175

○苦情解決委員会

苦情解決委員会責任者	施設長	辻村 泰範
苦情受付委員会担当者	次長	森本 公子
	主任生活相談員	黒川 美穂
	介護主任	植田 昌樹
	看護主任	南部 逸子
	主任ケアマネージャー	堀本 卓史
	サービス担当責任者	金田 智子

○宝山寺福祉事業団第三者委員会

浅井伊知人	いこま福祉会理事長
小河 千恵里	生駒市社会福祉協議会
	生駒市デイサービスセンター幸楽所長
谷川 義明	法人監事
	前下市町副町長
谷口 誠	法人評議員
	元メディカルセンター事務局長
新田 一郎	法人評議員
	宗教法人宝山寺事務長
宮西 泰介	生駒市社会福祉協議会

○市町村の窓口

生駒市役所 障がい福祉課
〒630-0258 奈良県生駒市東新町8番38号
電話：0743-74-1111

○公共団体の窓口

奈良県運営適正化委員会
〒634-0061 奈良県橿原市大久保町302-1
電話：0744-29-1212

17. 第三者評価の有無 (有・ 無)

18. サービス提供記録の保存

ご利用者、ご家族の求めに応じてサービスの記録はいつでも閲覧していただけます。サービス提供記録は5年間保存いたします。

附則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。
この規定は、令和元年9月1日から施行する。
この規定は、令和3年4月1日から施行する。
この規定は、令和3年8月1日から施行する。
この規定は、令和4年4月1日から施行する。
この規定は、令和6年4月1日から施行する。
この規定は、令和7年4月1日から施行する。

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階建て
- (2) 建物の延べ床面積 4853,09 m²
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

- 〔養護老人ホーム〕 定員20名
- 〔短期入所生活介護〕〔介護予防短期入所生活介護〕 空床利用
- 〔訪問介護事業所〕

2. サービス提供における梅寿荘の義務

梅寿荘は、ご入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。

3. 施設利用の留意事項

梅寿荘のご利用にあたって、梅寿荘をご利用されているご入居者の共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

ご利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。ただし、事前にご相談いただいた物品等で、管理者が認めた場合は、この限りではありません。「衣類、日用品、冷蔵庫、テレビ等」

(2) 面会

面会時間：9：00～17：00

※時間外の面会については、必ずその都度職員にお申し出ください。

※なお、来訪される場合、おもちゃ等のどに詰まりやすい食べ物や生ものの持ち込みもご遠慮ください。

※感染症等の理由により、面会についてはテレビ会議システムを用いることにより代える場合や、実施を制限する場合があります。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。

(4) 食 事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。前日までに申し出があった場合に運営規程第7条、2（1）に定める「食事に関する費用の自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・整備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、相当の対価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全性等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 梅寿荘の職員や他のご利用者に対しハラスメントその他迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行う事はできません。

(6) 喫 煙 施設内禁煙

4 . 損害賠償について

梅寿荘において梅寿荘の責任によりご利用者に生じた損害については梅寿荘は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生についてご入利用に故意又は過失が認められ、かつご入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、梅寿荘の損害賠償責任を減じる場合があります

令和 年 月 日

指定短期入所サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をいたしました。

指定短期入所 特別養護老人ホーム梅寿荘

説明者氏名 役職名 _____ 署名： _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所サービスの提供開始に同意しました。

また日常生活費（40 円/1 日）に（申し込みます ・ 申し込みません）

令和 年 月 日

契約者住所 _____

氏 名 _____

代理人住所 _____

氏 名 _____